

所沢市自転車駐車場指定管理者募集要項

(所沢駅東口第1自転車駐車場等)



所 沢 市
(防犯交通安全課)

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	（1）施設の名称、所在地、設置年月等	
	（2）施設の設置目的	
3	指定管理者が行う業務等	1
	（1）指定管理者が行う業務	
	（2）指定期間	
	（3）管理の基準	
	（4）管理に要する経費、利用料金に関する事項	
	（5）指定管理者と市との役割分担（リスク分担）	
4	申請の手続	7
	（1）申請資格	
	（2）申請条件	
	（3）申請書類	
	（4）募集要項等の配布及び申請書等の提出	
	（5）業務説明会	
	（6）質問等に関する事項	
	（7）費用の負担	
	（8）申請書類等の情報公開	
	（9）申請の辞退	
5	指定管理者の指定等	11
	（1）指定管理者の選定	
	（2）選定基準	
6	指定管理者指定後の手続	12
	（1）協定の締結	
	（2）引継ぎ	
	（3）年度開始前の事業計画及び収支計画等の承認	
	（4）モニタリング（監査事項を含む。）	
	（5）指定の取消し	
7	スケジュール	14
8	問い合わせ先	14
9	本要項に付随する書類	15
	（1）仕様書編	
	（2）資料編	
	（3）申請書類編	
	（4）業務説明会編	

1 指定管理者の募集について

市では、施設の管理運営に民間の経営能力とノウハウを幅広く活用し、より一層の市民サービスの向上や経費の縮減が図られる指定管理者を募集します。

[指定管理により管理運営する自転車駐車場]

駅名	自転車駐車場名
所沢駅	所沢駅東口第1 所沢駅東口第2
航空公園駅	公園通り線 喜多町
新所沢駅	新所沢駅東口第1 新所沢駅西口第1 新所沢駅西口第4
狭山ヶ丘駅	狭山ヶ丘第1 狭山ヶ丘第4 狭山ヶ丘駅東口第1
小手指駅	小手指駅北口第1 小手指駅北口第2 小手指駅南口第1 小手指駅南口第2 小手指駅南口第3
西所沢駅	西所沢駅第1 西所沢駅第2 西所沢駅第3 西所沢駅第4
下山口駅	下山口駅第1 下山口駅第2 下山口駅第3
東所沢駅	東所沢駅第1 東所沢駅第2 東所沢駅第3 東所沢駅第4

2 施設の概要

(1) 施設の名称、所在地、設置年月等

自転車駐車場位置図（別紙2）、自転車駐車場施設概要（別紙3）を参照

(2) 施設の設置目的

自転車を利用する市民の利便を確保するとともに、鉄道駅周辺の自転車の駐車秩序の確立を図るため、所沢市自転車駐車場を設置しています。

3 指定管理者が行う業務等

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 自転車駐車場の利用の許可に関する業務
- ② 自転車駐車場の利用料金の徴収(減免及び還付も含む。)に関する業務
- ③ 自転車駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- ④ その他、自転車駐車場の管理に関して市長が必要と認める業務

※シェアサイクルの管理運営は、指定管理業務には含まれません。

設置場所：公園通り線、新所沢駅西口第1、狭山ヶ丘駅東口第1、西所沢駅第4、下山口駅第2

※無料自転車駐車場の管理運営は、指定管理者による指定管理業務には含まれませんが、今回募集の指定期間中に無料自転車駐車場の有料化を実施す

る必要が生じ、指定管理者による管理運営が適切であると判断した場合は、指定管理者により、整備・管理運営を行っていただくことがあります。また、有料自転車駐車場の新設又は増設についても同様の扱いとします。

(2) 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（予定）

※指定期間は議会の議決事項であるため、令和8年所沢市議会定例会（12月）に提案する予定です。

(3) 管理の基準

- ① 業務仕様書、条例及び関係法令を遵守すること。
- ② 適切な人員配置等、計画的で効率的な運営を行うこと。
- ③ 利用者等の意見を管理運営に反映させること。
- ④ 所沢市が定めた環境方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動の推進に努めること。
- ⑤ 指定管理業務を行う上で作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、指定管理者により別途情報公開に関する規程等を定めること。
- ⑥ 指定管理業務を行うに当たっては、所沢市情報セキュリティポリシー、所沢市情報セキュリティ実施手順、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、秘密情報及び個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 管理に要する経費、利用料金に関する事項

自転車駐車場は、所沢市自転車駐車場条例第16条に基づき、利用料金制度を採用します。指定管理者は、自転車駐車場における利用料金を収入として自転車駐車場の管理に要する経費に充てるものとします。

消費税及び地方消費税は、現在の税率10%で計算し、税率等の変更があった場合は、収支見積書（様式4）に基づき、各項目の見直し及び変更について市と協議するものとします。

指定管理者は、適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録、インボイスの交付、インボイスの保存が必要となります。

① 管理に要する経費

ア 自転車駐車場の管理運営に要する経費

イ 自転車駐車場の管理運営に伴う消耗品、備品等の経費

ウ 1件30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の施設及び機器修繕の経費

エ 1件150万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の定期更新機、料金精算機、電磁ロック及び入場受付機・退場精算機等（別紙8-2）の機器修繕の経費

オ 喜多町自転車駐車場と一体構造となっている喜多町自転車保管場所の電気料金、水道料金、下水道使用料及び消防設備保守点検費

カ 市の事業により設置した防犯カメラの電気料金

キ 一般管理費は、利用料金収入額の12%を上限とします。なお各年度の収支決算における一般管理費は次のとおりとします。

(ア)利用料金収入額が提案時の収支見積書(様式4)で見込んだ額より増えた場合は、その額に提案時の収支見積書で見込んだ割合を乗じた額とすることができます。

(イ)利用料金収入額が提案時の収支見積書(様式4)で見込んだ額より減った場合は、提案時の額とします。

② 利用料金

ア 利用料金

利用料金の額は、所沢市自転車駐車場条例第14条別表第2の金額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

イ 利用料金の減免及び還付

自転車駐車場利用料金の減免・還付についての取り扱い(別紙9)により、指定管理者が市長の承認を得て行うものとします。

ウ 利用料金の取扱いの特例

指定管理者の交代時における定期利用料金の取扱いは、利用料金を収受した時点での指定管理者の収入とします。旧指定管理者が指定期間中に受けた利用料金のうち、新指定管理者が管理する4月以降の利用分に相当するものであっても、旧指定管理者の収入とします。

③ 納付金または委託料

ア 納付金

(ア)各年度において余剰金が発生すると見込む場合は、納付金提案書(様式6)により見込み額を提案してください。

(イ)実際には、各年度の収支決算における余剰金を納付金として市に納付していただきます。

(ウ)納付金を収める提案をしたものの、不足額が生じて市からの支払はありません。

イ 管理委託料

(ア)各年度において不足金が発生すると見込む場合は、管理委託料提案書(様式7)により見込み額を提案してください。

(イ)実際には、各年度の収支決算における不足金を管理委託料として市は支払いますが、今回提案された管理委託料を支払の限度額とします。

(ウ)管理委託料を提案したものの、余剰金が発生した場合は、前記「ア 納付金(イ)」により納付金を納めていただきます。

④ 会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、経理に関する規定を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務を行

うにあたっては、独立した会計帳簿書類を設けてください。

⑤ 事業所税に関する事項

所沢市は事業所税の課税団体となっています。事業内容や事業者の規模等によっては、事業所税の申告納付が必要となることがありますが、自転車駐車場は、毎事業年度終了時に精算方式をとっていることから非課税（申告納税不要）です（一部施設は用途非課税）。

⑥ 備品等の帰属

管理運営に必要な備品は、管理に要する経費として指定管理者が用意し、指定期間後は、協議により市又は次期指定管理者に引き継ぐこととします。

⑦ 指定管理業務の一括委託禁止

指定管理業務の全部又は大部分を第三者に委託、あるいは請け負わせることを禁止します。指定管理業務の一部を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ当該業務の内容・期間等について、市の了承を得るものとします。

その場合、指定管理者の責任において、当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとします。なお、委託先から更に再委託させることはできません。

⑧ 留意事項

次の13施設の土地は借地であるため、借地契約解除等の理由により指定期間中においても自転車駐車場を移転や廃止する場合があります。

所沢駅東口第1・2、新所沢駅東口第1、新所沢駅西口第1・4

西所沢駅第1～3、下山口駅第1～3、小手指駅北口第2・南口第3

(5) 指定管理者と市との役割分担（リスク分担）

指定期間中の指定管理者と市との主な役割分担は、次のとおりです。

種類	内容	負担者	
		発注者	受注者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協 議	
税制度の変更	法人税（法人住民税を含む）率の変更		○
	上記以外の場合	協 議	
行政上の理由による事業内容の変更	行政側の事情により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合	○	
不可抗力	天変地異や争乱等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	協 議	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び利用者からの訴訟、苦情、要望等への対応		○
	上記以外	○	
書類の誤り	仕様書等、発注者が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、受注者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	必要な資金の確保		○
	経費の支払の遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払の遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設競合	他施設との競合による収入減		○
需要変動	当初の需要見込と異なる状況の発生		○
運営費の増大	発注者以外の要因による運営費の増大		○

施設・設備・備品・資料等の滅失・損傷等	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので小規模(※)なもの (※協定書の規定に基づき対応)		○
	経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので上記以外(※)のもの (※協定書の規定に基づき対応)	○	
第三者への賠償	受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	発注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	○	
	発注者受注者双方の責めに帰すことができない場合	協 議	
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による施設閉鎖に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
許認可の取得遅延	発注者が取得すべきもの	○	
	受注者が取得すべきもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中における業務を廃止した場合における原状回復、撤収費用		○
その他	協定書、募集要項、仕様書、本リスク分担表に定めが無い事態が生じた場合	協 議	

4 申請の手続

(1) 申請資格

申請資格は以下のとおりです。

- ① 自転車駐車場の管理運営に関する実績があること
- ② 法人又は団体であること
- ③ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること
- ④ 法人もしくは団体又はその代表が次の事項に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの
 - エ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中であるもの
 - オ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きが開始されているもの
 - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
 - キ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの（ただし地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
 - コ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団の構成員等であるもの
 - サ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
 - シ 市税（所沢市税条例（昭和25年条例第76号）第3条に掲げる税目をいう。）等を滞納しているもの
 - ス 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
 - セ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

【共同体で申込む場合】

- ア 複数の法人が共同体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるものとします。
- イ 共同体における申請名は「〇〇共同体」とすること。
- ウ 同時に複数の共同体の構成団体となることはできません。
- エ 単独で応募した法人等は、共同体で応募する場合の構成団体となることはできません。
- オ 代表となる法人等及び共同体を構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、共同体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがあります。

(2) 申請条件

申請団体は、業務説明会に参加することを申請の条件とします。

(3) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書…様式 1
- ② 自転車駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書…様式 2
- ③ 指定管理者事業計画書…様式 3
- ④ 所沢市自転車駐車場の管理に係る収支見積書…様式 4
- ⑤ 再委託業務計画書…様式 5
- ⑥ 納付金提案書…様式 6 又は管理委託料提案書…様式 7
- ⑦ 独自事業計画書（独自事業計画がある場合）…様式 8
- ⑧ 環境に配慮した電力の利用に関する申出書…様式 9
- ⑨ 納税証明書（課税されている団体のみ）※直近の年度分
 - ア 市税の納税証明書の写し（滞納の額がないことの証明）
 - イ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（税務署が発行する納税証明書の証明様式「その 3 の 3」（未納の税額がないことの証明））
- ⑩ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑪ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑫ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人の概要がわかるもの
- ⑬ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- ⑭ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された申請団体にあつては、その設立時における財産目録
- ⑮ 類似施設における業務実績を年度別（過去 2 年分）に記載した書類（管理施設の規模、及び使用料の収入状況が分かるように記載）

- ⑯ 現在の組織、人員体制、従業員数を示す書類（指揮命令系統が分かる組織図、就業規則、経理規則、給与規定等）
- ⑰ 情報公開に関する規程又はこれらに類する書類
- ⑱ 個人情報保護規程、マニュアル等
- ⑲ 要望（苦情）対応マニュアル等（作成している場合）
- ⑳ 環境保護に関する対応マニュアル等（作成している場合）
- ㉑ 安全管理・危機管理・事故対応マニュアル等（作成している場合）
- ㉒ 情報管理（情報セキュリティ）対応マニュアル等（作成している場合）
- ㉓ その他必要に応じて市から提出を求められた書類

【共同体で申請する場合】

共同体で申請する場合は、申請書類①及び③～⑧の各書類を除き、構成団体ごとに提出してください。

また、共同体協定書（様式 10）、共同事業体構成団体構成表（様式 11）、委任状（構成企業・団体用）（様式 12）も提出してください。

なお、申請書類⑯のうち、指揮命令系統がわかる組織図は、共同体としての内容を記載したものを提出してください。

（４）募集要項等の配布及び申請書等の提出

- ① 募集要項等に関する所管課及び問い合わせ先

所沢市市民部防犯交通安全課（高層棟 5 階）

住所：〒359-8501 所沢市並木一丁目 1 番地の 1（航空公園駅東口）

電話：04 - 2998 - 9140

電子メール：a9140@city.tokorozawa.lg.jp

- ② 募集要項等の掲載期間及び方法

市ホームページにて下記期間中掲載します。必要に応じて印刷してください。

令和 8 年 7 月 10 日（金）～令和 8 年 9 月 4 日（金）

（市ホームページ掲載場所：トップページ＞市政情報＞事業者のみなさんへ＞指定管理者制度について＞指定管理者募集のお知らせ＞自転車駐車場の指定管理者の募集について）

- ③ 申請書等の受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 4 日（金）正午必着

- ④ 申請書等の提出方法等

提出書類の内容確認を行いますので、提出日前日の午後 5 時 15 分までに防犯交通安全課と提出日時の調整をしてから申請団体の代表者又は代理人が持参してください。なお、FAX や郵送では受け付けません。

提出部数 正本 1 部、副本 16 部の合計 17 部

※提出された申請書等は返却しません。

(5) 業務説明会

業務内容、申請書類の記載方法等について業務説明会を開催します。業務説明会に参加することが申請条件となっていますので、申請予定の団体は、必ず参加してください。

説明会に参加する団体は、受付期間中に、自転車駐車場指定管理者業務説明会参加申込書（様式13）を防犯交通安全課に持参又は電子メールにて提出してください。電子メールで参加申込書を送付した場合は、送付後に、電話にて到達確認をしてください。

① 参加申込期間

令和8年7月10日（金）～令和8年7月24日（金）正午必着

② 開催日時

令和8年7月27日（月）午後2時00分～午後3時30分

③ 開催場所

所沢市役所5階501会議室

④ 施設見学

施設見学は申請団体各自で行ってください。

(6) 質問等に関する事項

募集要項等に関する質問事項の受付については、次のとおりとします。

① 受付期間

業務説明会終了後から令和8年8月3日（月）正午まで

② 質問方法

受付期間内に、自転車駐車場指定管理者募集内容に関する質問票（様式14）を防犯交通安全課まで電子メールで送付してください。受付期間以外での提出や口頭、電話等での質問、業務説明会参加団体以外からの質問には回答しません。なお、電子メールで質問票を送付した場合は、送付後に電話にて到達確認をしてください。

③ 回答方法

令和8年8月21日（金）までに、電子メールにより、業務説明会に参加した全団体に回答します。

(7) 費用の負担

申請にかかる費用は、申請団体の負担とします。

(8) 申請書類等の情報公開

市に提出された申請書類等の選定に係る書類は、情報公開請求等により公開する場合があります。

(9) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、書面により申し出てください。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の選定

選定委員会が、提出された書類等、ヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）により審査し、その内容により選定します。

申請者が多数の場合は、ヒアリング審査の前に書類による事前審査を行う場合があります。

選定結果（指定管理者の候補者選定）については、令和8年10月下旬頃までに、応募者全員に文書で通知します。

その後、候補者は令和8年所沢市議会定例会（12月予定）の議決を経て指定管理者となります。

なお、指定管理者による管理運営開始までの間に、指定管理者に指定された者に事故があった場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定する場合があります。

また、選定結果は、ホームページへの掲載等により公表します。

(2) 選定基準

【共通事項】

「所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（以下「条例」という。）」第3条（指定管理者の指定）及び第9条（個人情報の保護）に基づき、適正な指定管理者を選定します。

① 公の施設の平等利用について

その事業計画による公の施設の運営が利用対象者の平等利用を確保することができるものであること（条例第3条第1項第1号）

- ・ 利用者に対して公平な対応ができる団体か否かを、事業計画初頭の書類審査、ヒアリング等により判断します。

② 公の施設の有効活用及び管理経費の縮減について

その事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること（条例第3条第1項第2号）

- ・ 施設の設置目的を達成することに有効か否かを、事業計画書等の書類審査、ヒアリング等により判断します。
- ・ あらかじめ算定した価格を下回るものであるか、費用対効果を収支見積書等の書類審査、ヒアリング等により判断します。

③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について

その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること（条例第3条第1項第3号）

- ・ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有する（情報公開、安全管理を含む）ものであるか、事業計画書等の書類審査、ヒアリング等により判断します。

④ 秘密情報及び個人情報の適切な処理体制について

個人情報に対する取扱いを適切に行える体制が整備されていること（条例第9条）

- ・ 秘密情報及び個人情報の保護に対する取扱いを適切に行える体制が整備されているか、事業計画書等の書類審査、ヒアリング等により判断します。

【個別事項】

⑤ 社会貢献活動等に対する評価事項

環境保護、地域活動への参加、市内在住者の雇用など、団体等の社会貢献の実績の評価に基づき、適正な指定管理者を選定します。

⑥ 施設の特性に応じた評価事項

施設の特性に応じた評価事項を考慮し、適正な指定管理者を選定します。

（３）評価項目や配点

所沢市市民部指定管理者選定委員会において、指定管理者事業計画書の項目ごとに評価します。特に市の見積額と比較、納付金及び管理委託料、人員配置、DX化の推進等の項目は、他の項目より加点しています。

6 指定管理者指定後の手続

（１）協定の締結

業務内容の詳細などについて、市と協議し、協定書を締結します。

（２）引継ぎ

指定管理者は、市と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者から事務を引き継ぎ、利用者への周知を含め必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

（３）年度開始前の事業計画及び収支計画等の承認

指定管理者は、管理を実施する各年度の開始前に、該当年度の事業計画及び収支計画等を市に提出し、承認を求めるものとします。事業計画及び収支計画等については、市が特に必要と認めた場合を除き、指定管理者申請時の計画から変更しないものとします。

（４）モニタリング（監査事項を含む。）

① モニタリング

指定管理者が、協定書、事業計画書等に従い適切に施設運営を行っているかを的確に把握するため、その業務の履行状況及び公共サービス水準等について、モニタリング（継続監視）方法（別紙10）により実施します。

② 立ち入り検査及び監査

市は、必要に応じて管理運営及び経理の状況について立ち入り検査を行うことができるものとします。また、所沢市監査委員条例による監査委員は、指定管理者の経理に対して監査を行うことができるものとします。

(5) 指定の取消し

指定管理者に指定された者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

7 スケジュール

募集から業務開始までのスケジュール

内 容	期 日
① 募集要項等の公開	令和8年7月10日（金）～9月4日（金）
② 業者説明会参加申込	令和8年7月10日（金）～7月24日（金）
③ 業務説明会	令和8年7月27日（月）※事前申込必要
④ 質問事項の受付	業務説明会終了後～8月3日（月）正午
⑤ 質問事項への回答	令和8年8月21日（金）まで
⑥ 申請書類の受付	令和8年8月24日（月）～9月4日（金） 正午 ※事前予約必要
⑦ 候補者選定審査	令和8年10月6日（火）予定
⑧ 候補者の決定通知	令和8年10月下旬頃
⑨ 指定管理者及び指定期間の議決及び予算の議決	令和8年所沢市議会定例会（12月）
⑩ 指定管理者指定の通知	令和8年12月頃
⑪ 協定の締結	令和9年1月以降
⑫ 管理運営開始日	令和9年4月1日

8 問い合わせ先

所沢市市民部防犯交通安全課

住所：〒359 - 8501 所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04 - 2998 - 9140

電子メール：a9140@city.tokorozawa.lg.jp

9 本要項に付随する書類

(1) 仕様書編

- ① 所沢市自転車駐車場指定管理者業務仕様書…別紙 1
- ② 管理人等配置表…業務仕様書別紙

(2) 資料編

- ① 自転車駐車場位置図…別紙 2
- ② 自転車駐車場施設概要…別紙 3
- ③ 自転車駐車場利用状況…別紙 4
- ④ 自転車駐車場利用料金収入状況…別紙 5
- ⑤ 自転車駐車場別支出内訳…別紙 6
- ⑥ 自転車駐車場修繕実績…別紙 7
- ⑦ 自転車駐車場設置機器一覧…別紙 8－1、8－2
- ⑧ 自転車駐車場利用料金の減免・還付についての取り扱い…別紙 9
- ⑨ モニタリング（継続監視）方法…別紙 10
- ⑩ 所沢市自転車駐車場条例…別紙 11
- ⑪ 所沢市自転車駐車場条例施行規則…別紙 12
- ⑫ 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱…別紙 13

(3) 申請書類編

- ① 指定管理者指定申請書…様式 1
- ② 自転車駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書…様式 2
- ③ 指定管理者事業計画書…様式 3
- ④ 所沢市自転車駐車場の管理に係る収支見積書…様式 4
- ⑤ 再委託業務計画書…様式 5
- ⑥ 納付金提案書…様式 6
- ⑦ 管理委託料提案書…様式 7
- ⑧ 独自事業計画書…様式 8
- ⑨ 環境に配慮した電力の利用に関する申出書…様式 9
- ⑩ 共同体協定書…様式 10
- ⑪ 共同体構成団体構成表…様式 11
- ⑫ 委任状（構成企業・団体用）…様式 12

(4) 業務説明会編

- ① 自転車駐車場指定管理者業務説明会参加申込書…様式 13
- ② 自転車駐車場指定管理者募集内容に関する質問票…様式 14